

家庭的保育事業等（事業所内保育事業）の認可に伴う利用定員について

1 事業所内保育事業について

事業所内保育事業は、子ども・子育て支援新制度において、児童福祉法上の市町村認可事業として位置づけられ、子ども・子育て支援法第29条第1項に基づく確認を受けた事業所内保育事業については、地域型保育給付の対象とされています。

- ・市町村による認可事業の一つ。
- ・企業内又は事業所の近隣に用意された従業員向けの保育施設。
従業員の子どもの他、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供する事業。
- ・設備・運営基準（久留米市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例で定める基準）や経済的基礎等の認可基準（児童福祉法第34条の15第3項各号に掲げる基準）に適合の必要がある。
- ・国の公定価格に基づく給付費の支給を受けることができる。

2 子ども子育て会議における意見聴取

社会医療法人天神会が設置する「天神キッズ保育園」は、平成29年4月より企業主導型保育事業所として、主に、設置法人において就労する保護者の子どもの保育を行っています。

この度、家庭的保育事業を行う施設への移行を希望しており、その際、保育施設等の「利用定員」は、施設の設置者からの申請に基づき久留米市が定めることとなっています。

本会議においては、この「利用定員」の設定が「くるめこどもの笑顔プラン」の達成（当該事業所内保育事業の所在地を含む教育・保育提供区域（中央部）のニーズ量と対応策）に支障が生ずるものではないことを踏まえた上で、利用定員の設定について意見をいただくものです。（子ども子育て支援法 第43条第3項）

○ 施設の概要

所在地	久留米市天神町134-1 特別養護老人ホームわかさ4階
所在する区域	中央部
設置主体	社会医療法人天神会
既存施設	天神キッズ保育園（企業主導型保育事業所）

○ 定員の変化

	0歳	1歳	2歳	計
移行前	10	15	20	45
移行後	12	14	14	40
（うち、地域枠）	1	2	2	5

○ 企業主導型保育事業所時の実績

	定員	0歳	1歳	2歳	計
令和2年度	45	16	15	8	39
令和3年度	45	6	7	10	23
令和4年度	45	11	8	7	26